

区画整理 ニュース

[川西市中央北地区整備事業]

平成 23 年 11 月 16 日発行

第 11 号

川西市中央北整備部
TEL 072-740-1214

測量を行っています（ご案内）

事業推進のための測量を行います。

この測量は、都市計画道路などの都市施設の位置や皆さまの土地の換地先を正確に決めるための重要な作業です。

皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。詳しくは同封の案内文書をご覧ください



ボーリング調査を行っています（ご案内）

昨年度、火打前処理場施設及び処理場への汚水管路敷（いずれも市有地）を対象に土壌調査を行った結果、13箇所で見出された六価クロムなどの汚染が判明したことから、本年度中に土壌汚染対策工事を実施する予定です。

対策工事に先立ち、詳細な深度調査（深さを確認するための調査）を行い汚染対象度を確定するために、ボーリング調査を実施します。

期間については、平成23年11月21日～12月22日までとなります。

皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。詳しくは同封「お知らせ」をご覧ください。



せせらぎ遊歩道ワークショップを開催しています

第4回のせせらぎ遊歩道ワークショップを10月31日に開催しました。

第4回では、これまで議論を行ってきたせせらぎ遊歩道南線のキャッチフレーズ、暮らし方や使い方のイメージをもとに、具体的にせせらぎ遊歩道南線をどのような空間にしていきたいかについて、図面を広げながら議論を行いました。



ワークショップで議論されている内容について

『シンボル』『次世代(子ども)』『生き物』『四季(自然)』『交流』『バリアフリー』といったテーマごとに、せせらぎ遊歩道南線の具体的な整備イメージについて、活発な議論がなされています。

< WS で出された意見をご紹介します。 >

(具体的な設計へのアイデア)

- ・せせらぎ遊歩道の入口となる箇所には、モニュメントなどシンボルとなるものを設置してはどうか。
- ・水路を蛇行させることや水路の幅員や深さなど、川に変化をつけてはどうか。
- ・せせらぎ遊歩道は、市民みんなが使いやすいように、ユニバーサルデザイン(バリアフリー)を取り入れてはどうか。
- ・子供たちが地形で遊べるような、起伏のある立体的な設計にしてはどうか。
- ・水路の護岸などは、自然に近い状態にした方がよいのではないか。
- ・人が集まる広い空間については、中央公園との連携を見据えた設計にした方がよいのではないか。
- ・中央公園や北側の集客ゾーンなどの周辺との関係を意識した設計にした方がよいのではないか。
- ・植栽については、身近に里山の四季を体感できるようにたくさんの種類の木々を植えてみたらどうか。
- ・ステージやベンチ、東屋など、人がたまる空間を配置したらよいのではないか。
- ・体育館の西側にある並木なども、うまく取り入れて計画したらよいのではないか。
- ・車道とせせらぎ遊歩道が交差する部分については、歩行者の安全を確保するために何らかの工夫が必要ではないか。

川西市中央北地区整備事業にかかる今後のお知らせ



川西市中央北地区整備事業では、現在事業推進に向けて、様々な取組みを行っています。本号では、その一部を紹介します。

阪神間都市計画事業中央北地区特定土地区画整理審議会

土地区画整理審議会は、都道府県や市町村が施行する土地区画整理事業ごとに設置することになっており、公正に事業を運営するために設置されている組織です。役割は、土地区画整理法で定められた事項について、施行者に対して同意や意見を述べることとなっています。

(今後の予定) 第2回 阪神間都市計画事業中央北地区特定土地区画整理審議会
12月15日(木) 19:00 ~ 市役所庁議室

中央北まちづくり指針策定委員会

中央北まちづくり指針策定委員会は、今年の6月に公表した「まちづくり方針」をより具現化するためのルールとなる「まちづくり指針」の検討を行っています。「まちづくり指針」は、中央北地区の次世代型複合都市を実現していくため、地区内の民間開発に対して、官民が一体となってまちづくりを推進していくための手引き書となります。

(今後の予定) 第3回 中央北まちづくり指針策定委員会
11月24日(木) 10:00 ~ 市役所庁議室

せせらぎ遊歩道ワークショップ

せせらぎ遊歩道ワークショップでは、公募による市民や関係権利者など様々な方々と共にせせらぎ遊歩道南線の整備に向け、検討を進めています。せせらぎ遊歩道が、地域の方や立ち寄った人たちのコミュニケーションの場として利用され、気軽に来てもらえ、気軽に行ってみたいと思われる場所として整備していきたいと考えています。

(今後の予定) 第5回せせらぎ遊歩道ワークショップ 11月20日(日)
第6回せせらぎ遊歩道ワークショップ 11月23日(水・祝)

中央北整備部からのお願い

登記されていない借地権がある方、権利者が死亡され名義変更されていない方の申告等を引き続き受け付けています！

権利の移動があった場合や、住所、氏名の変更があった場合はご連絡を

上記の申告等や「阪神間都市計画事業中央北地区特定土地区画整理事業」について質問などがございましたらご連絡ください。

川西市 中央北整備部 中央北推進室 地区推進課

TEL: 072 740 1214 FAX: 072-740-1330

日時: 午前9時~午後5時半 (ただし、土曜・日曜・祝日は除きます)

HP: <http://www.city.kawanishi.hyogo.jp/machi/cyuoukitaseibi/index.html>